

あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和5年11月受付分） *印は寄付者の意向により金額不記載

【金銭寄付】

<福祉推進のために>

○サークル涼風様（寿町） 5,000円

<故人が生前お世話になったため>

○黒部 一哉様（高栄東町） 100,000円

○故山本 恵美子様（端野町） 30,000円

○佐藤 敏文様（留辺蘂町） 10,000円

○会田 幹夫様（留辺蘂町） 10,000円

○佐藤 正幸様（端野町） 20,000円

○山本 逸子様（留辺蘂町） 10,000円

○本田 啓明様（留辺蘂町） 10,000円

○板垣 正宏様（札幌市） 10,000円

<各種事業での募金・益金を>

* 端野町文化連盟様（端野町）